

編集委員会運営細則

第1条

編集委員会は共通運営細則およびこの細則、並びに編集委員会内規に基づいて運営する。

第2条

本委員会は、本学会の学会誌等の編集・発行に関する業務を行う。

第3条

学会誌は年1回以上発行する。

第4条

本委員会は、学会誌の編集に関し、次の業務を行う。尚、学会誌は理事長が発行人となる。

1. 計画立案
2. 解説・講座その他招待論文などの執筆の依頼
3. 正会員、名誉会員からの投稿論文・研究報告・資料などの査読または査読の依頼
4. 論文・研究報告・資料などの採否決定
5. その他学会誌の編集に関する業務

第5条

本委員会は、常任理事会の承認を得て次の業務を行うことができる。

1. 単行書の企画・刊行
単行書の企画・刊行に際しては常任理事会の承認の基にワーキンググループを立ち上げることができる。
2. 学会誌の寄贈・交換
3. その他必要な業務

本細則は、常任理事会で承認を経て2023年7月23日より施行する。